

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋 健太郎

被告 国

2024年06月11日

原告 八木橋 健太郎



東京地方裁判所民事第3部A1係 御中

準備書面(07)

原告は、本書面において、2024年03月21日付準備書面(05)における主張を補充する。

なお、略語等は、従前の例による。

第1 準備書面(05)における主張の補充

1 被告の主張する施設医師の判断を肯定し裏付ける根拠は存在しないこと

原告の準備書面(05)第3の1(1)ア(66頁、1ないし7行目)において述べた事実については、Derma. 2019年282号「金属アレルギー診療update」(甲第47号証)(10ないし15頁)のとおりである。

なお、被告が、上記医学的知見の論述について、職業性金属アレルギーの事例にかかる内容であり原告のケースの検討対象とするのは誤りである旨を主張する可能性が考えられるところ、原告が、2021年11月25日の診察時に金属製品を製造する作業に指定されていたこと(被告の準備書面(1)第3の2(5)イ)、ニッケルが99.99%以上含まれたニッケル合金製の外刃が装着されたポケヤリを使用してのひげヤリを毎日行うよう求められていたこと及び感作や接触の経緯の違いで金属アレルギーの症状そのものに対する予防策などが変わるものではないことなどに照らせば、殊に原告のケースを同事例から除外すべき根拠は存在しないことについて予め主張する。

そして、こうした被告の採証傾向は、意図的なチェリーピッキングといえ、そのすべてを明示せず、また、自身の主張を肯定する学説等をもって立証の用に供さなかった背景には、診察の時点において明らかな客観的症状が認められないこと及び施設においては差し支えであるという理由からPTの速やかな実施を指示せず、加えて、問診だけでは抗原(原因となる物質)の推定には至らないことなどを理由に、あえて金属との接触を避ける必要はないとした施設医師の判断は、専門医としての経験則に反するものではなく、不合理な点は見当たらないなどとした旨の被告の主張について、肯定し裏付けとなり得る有力な学説等の根拠が存在しないという至極単純な理由がある。

よって、原告は、同背景をより明確にすることで被告の主張には些かも理由がないことを立証するため、附属の書面により文書提出命令を申し立てる。

(甲第47号証)

以上